

介護に関する情報の交換について

介護支援専門員が居宅サービス計画を作成するにあたっては医師と介護支援専門員との十分な連携を必要とする場合がある。

介護支援専門員は、利用者の同意を得て、介護に関する情報を提供することが可能であり、医師はこの情報を受けて、助言等（診療情報提供を除く。）をすることが可能である。

この際には原則として面接等により情報の交換等を行うのが原則であるが、医師への情報提供が日常的に行われた場合には診療時間内の場合もあるため、提供方法を工夫する必要がある。

そこで具体的には福島市と福島市医師会との間で次のような取扱いをするものとした。

1. 介護支援専門員から医師への介護情報の提供

介護情報の提供及び助言等を求めるときには面接によることを基本とする。この際には別紙「介護情報提供書（手渡し用）」を使用する。

但し、利用者及び医師の同意を得た上で、別紙「介護情報提供書（FAX用）」及び「FAX送付書」をFAXすることも可能とする。

2. 医師から介護支援専門員への助言等（面接によらない場合）

「介護情報提供書」を受け取った医師は、必要な助言や提供すべき情報がある場合には原則としてFAXを受領した日の翌日までに、担当介護支援専門員に対して助言等を行うものとする。

この際の通信手段としては

① 電話による情報の提供

② 「FAX送付書」の「主治医ご回答欄」に記入してFAXする

のいずれかでよいものとする。

3. なお、医師からの診療情報の提供については、医療保険において別途「診療情報提供料」が算定可能であり、その際の様式についても定められているので留意すること。

